

令和6年2月

熊本県議会定例会議案

(2月補正予算関係)

熊 本 県

議案目録

- 第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)……………(1)
- 第 2 号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)……(27)
- 第 3 号 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
……………(31)
- 第 4 号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)……………(34)
- 第 5 号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)……(37)
- 第 6 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)……………(39)
- 第 7 号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
……………(45)
- 第 8 号 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)……(48)
- 第 9 号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)……………(52)
- 第 10号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)……………(56)
- 第 11号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)……(60)
- 第 12号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算
(第1号)……………(63)
- 第 13号 令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)……………(68)
- 第 14号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……(72)
- 第 15号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第5号)……………(77)
- 第 16号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)……………(79)
- 第 17号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)……………(81)
- 第 18号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)……………(83)
- 第 19号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)……………(84)

第 1 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,239,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ973,329,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		167,099,482	△ 2,429,195	164,670,287
	1 県 民 税	46,416,037	469,885	46,885,922
	2 事 業 税	42,631,187	385,731	43,016,918
	3 地方消費税	32,134,888	△ 2,403,442	29,731,446
	4 不 動 産 税	4,926,544	△ 906,590	4,019,954
	5 県たばこ税	2,167,585	23,833	2,191,418
	6 ゴルフ場 利 用 税	609,696	23,008	632,704
	7 自 動 車 税		46,115	46,115
	8 軽油引取税	14,750,127	△ 592,285	14,157,842
	9 自 動 車 税	23,299,716	533,576	23,833,292
	10 鉦 区 税	9,548	1,567	11,115
	11 狩 猟 税	17,838	179	18,017
	12 産業廃棄物税	136,316	△ 10,772	125,544
2 地方消費税 清 算 金		89,912,150	△ 4,110,802	85,801,348

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 地方消費税 清算金	89,912,150	△ 4,110,802	85,801,348
3 地方譲与税		28,605,642	3,852,837	32,458,479
	1 特別法人事業 譲与税	25,980,412	3,789,606	29,770,018
	2 地方揮発油 譲与税	2,192,765	26,321	2,219,086
	3 石油ガス 譲与税	66,504	△ 3,657	62,847
	4 自動車重量 譲与税	191,252	40,119	231,371
	5 森林環境 譲与税	162,082	2	162,084
	6 航空機燃料 譲与税	12,626	446	13,072
4 地方特例 交付金		923,857	46,647	970,504
	1 地方特例 交付金	923,857	46,647	970,504
5 地方交付税		225,679,069	5,693,207	231,372,276
	1 地方交付税	225,679,069	5,693,207	231,372,276
6 交通安全対策 特別交付金		286,321	△ 38,933	247,388
	1 交通安全対策 特別交付金	286,321	△ 38,933	247,388
7 分担金及び 負担金		5,137,650	△ 163,848	4,973,802

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 分担金	849,109	△ 32,159	816,950
	2 負担金	4,288,541	△ 131,689	4,156,852
8	使用料及び 手数料	8,825,930	17,562	8,843,492
	1 使用料	6,372,643	△ 8,963	6,363,680
	2 手数料	2,453,287	26,525	2,479,812
9	国庫支出金	231,245,864	△ 34,684,962	196,560,902
	1 国庫負担金	49,459,416	△ 2,829,037	46,630,379
	2 国庫補助金	180,032,847	△ 31,451,867	148,580,980
	3 国庫委託金	1,753,601	△ 404,058	1,349,543
10	財産収入	1,694,698	37,047	1,731,745
	1 財産運用 収入	1,057,779	△ 5,187	1,052,592
	2 財産売払 収入	636,919	42,234	679,153
11	寄附金	1,136,421	83,550	1,219,971
	1 寄附金	1,136,421	83,550	1,219,971
12	繰入金	64,769,768	△ 25,577,478	39,192,290

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 特別会計 繰入金	225,983	△ 29,013	196,970
	2 基金繰入金	64,543,785	△ 25,548,465	38,995,320
13 繰越金		7,125,882	12,776,454	19,902,336
	1 繰越金	7,125,882	12,776,454	19,902,336
14 諸収入		70,144,147	△ 725,984	69,418,163
	1 延滞金、加算金 及び過料等	122,592	4,052	126,644
	2 貸付金入 元利収入	54,910,481	△ 543,206	54,367,275
	3 受託事業入 収	2,581,261	△ 162,940	2,418,321
	4 収益事業入 収	3,062,156	△ 379,776	2,682,380
	5 雑入	9,465,165	355,886	9,821,051
15 県債		101,982,000	13,984,731	115,966,731
	1 県債	101,982,000	13,984,731	115,966,731
歳入合計		1,004,568,881	△ 31,239,167	973,329,714

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,667,516	18,369	1,685,885
	1 議 会 費	1,667,516	18,369	1,685,885
2 総 務 費		60,327,982	11,252,782	71,580,764
	1 総務管理費	20,661,132	11,906,045	32,567,177
	2 企 画 費	13,389,053	454,054	13,843,107
	3 徴 税 費	8,994,009	△ 636,446	8,357,563
	4 市 町 村 費	12,639,914	△ 263,468	12,376,446
	5 選 挙 費	1,776,408	△ 212,561	1,563,847
	6 防 災 費	2,090,072	△ 1,577	2,088,495
	7 統計調査費	428,446	△ 15,653	412,793
	8 人 事 委 員 会 費	181,942	1,863	183,805
	9 監査委員費	167,006	20,525	187,531
3 民 生 費		110,448,422	△ 1,801,345	108,647,077
	1 社会福祉費	61,378,090	△ 200,158	61,177,932

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	43,338,293	△ 1,734,574	41,603,719
	3 生活保護費	4,931,717	473,008	5,404,725
	4 災害救助費	800,322	△ 339,621	460,701
4 衛生費		127,636,657	△ 38,188,717	89,447,940
	1 公衆衛生費	112,201,236	△ 37,824,014	74,377,222
	2 環境衛生費	12,468,135	△ 328,202	12,139,933
	3 保健所費	1,625,916	9,323	1,635,239
	4 医薬費	1,341,370	△ 45,824	1,295,546
5 労働費		3,969,070	△ 234,904	3,734,166
	1 労政費	228,837	6,073	234,910
	2 職業訓練費	3,318,127	△ 232,407	3,085,720
	3 失業対策費	309,646	△ 9,238	300,408
	4 労働委員会費	112,460	668	113,128
6 農林水産業費		78,399,744	△ 3,432,402	74,967,342
	1 農業費	19,498,453	△ 221,092	19,277,361

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,371,524	△ 79,666	3,291,858
	3 農地費	27,957,739	△ 2,042,086	25,915,653
	4 林業費	20,063,911	△ 440,184	19,623,727
	5 水産業費	7,508,117	△ 649,374	6,858,743
7 商工費		78,019,981	△ 1,551,588	76,468,393
	1 商業費	60,691,250	△ 351,566	60,339,684
	2 工鉱業費	13,995,840	△ 973,158	13,022,682
	3 観光費	3,332,891	△ 226,864	3,106,027
8 土木費		122,383,048	△ 2,241,337	120,141,711
	1 土木管理費	2,882,320	9,278	2,891,598
	2 道路橋りょう費	51,694,744	△ 696,556	50,998,188
	3 河川海岸費	45,397,848	△ 3,196,565	42,201,283
	4 港湾費	7,156,893	994,949	8,151,842
	5 都市計画費	13,253,547	772,084	14,025,631
	6 住宅費	1,997,696	△ 124,527	1,873,169

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警察費		千円	千円	千円
		40,906,106	390,266	41,296,372
	1 警察管理費	36,506,165	348,511	36,854,676
	2 警察活動費	4,399,941	41,755	4,441,696
10 教育費		144,138,687	△ 1,383,349	142,755,338
	1 教育総務費	30,238,987	1,419,181	31,658,168
	2 小学校費	36,949,298	△ 1,132,931	35,816,367
	3 中学校費	22,069,218	△ 593,138	21,476,080
	4 高等学校費	33,663,424	△ 896,514	32,766,910
	5 特別支援学校費	14,412,750	61,772	14,474,522
	6 大学費	1,434,881	△ 35,743	1,399,138
	7 社会教育費	2,900,736	△ 191,276	2,709,460
	8 保健体育費	2,469,393	△ 14,700	2,454,693
11 災害復旧費		29,907,163	12,549,539	42,456,702
	1 総務災害復旧費	611,824		611,824
	2 民生災害復旧費	70,620		70,620

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	10,208,258	△ 410,227	9,798,031
	4 商工災害 復旧費	207,806	2,683,141	2,890,947
	5 土木災害 復旧費	18,499,210	10,296,494	28,795,704
	6 教育災害 復旧費	306,441	△ 19,869	286,572
12 公債費		102,161,969	△ 2,310,429	99,851,540
	1 公債費	102,161,969	△ 2,310,429	99,851,540
13 諸支出金		104,402,536	△ 4,306,052	100,096,484
	1 繰出金	18,200,022	△ 266,528	17,933,494
	2 ゴルフ場利用税 交付金	427,643	15,250	442,893
	3 自動車取得税 交付金	15,207	33,059	48,266
	4 利子割金 交付金	48,417	△ 1,812	46,605
	5 地方消費税 清算金	31,613,233	△ 2,199,713	29,413,520
	6 地方消費税 交付金	45,176,462	△ 2,070,552	43,105,910
	7 配当割金 交付金	814,175	△ 107,448	706,727
	8 株式等譲渡 所得割交付金	648,845	75,717	724,562

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	9 軽油引取税 交付金	3,572,333	△ 217,305	3,355,028
	10 所得割金 交付金	152,258	△ 19,845	132,413
	11 環境性能割 交付金	590,294	270,923	861,217
	12 法人事業税 交付金	3,143,504	182,202	3,325,706
歳出	合計	1,004,568,881	△ 31,239,167	973,329,714

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 147,924
	1 議 会 費	147,924
2 総 務 費		20,000
	1 選 挙 費	20,000
3 農 林 水 産 業 費		245,985
	1 畜 産 業 費	245,985
合 計		413,909

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 4,862,498	千円 5,451,705
	1 総 務 管 理 費	767,675	877,163
	2 企 画 費	2,915,823	3,140,542
	3 市 町 村 振 興 費	1,179,000	1,434,000
2 民 生 費		801,449	5,522,654
	1 社 会 福 祉 費	580,214	4,593,690
	2 児 童 福 祉 費	221,235	928,964
3 衛 生 費		1,285,612	2,942,565
	1 公 衆 衛 生 費	1,033,178	2,576,817
	2 環 境 衛 生 費	210,861	275,149
	3 医 薬 費	41,573	90,599
4 農 林 水 産 業 費		34,686,574	40,555,292
	1 農 業 費	2,009,351	6,055,825
	2 農 地 費	15,718,534	15,728,734
	3 林 業 費	13,012,196	14,606,693
	4 水 産 業 費	3,946,493	4,164,040
5 商 工 費		350,122	2,951,613

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	1 商 業 費	37,378	559,338
	2 工 鉱 業 費	7,792	1,928,293
	3 観 光 費	304,952	463,982
6 土 木 費		82,815,076	83,002,220
	1 土 木 管 理 費	808,282	804,139
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,836,515	31,737,626
	3 河 川 海 岸 費	32,882,440	32,565,943
	4 港 湾 費	4,825,325	4,805,567
	5 都 市 計 画 費	11,567,654	12,273,002
	6 住 宅 費	894,860	815,943
7 警 察 費		32,203	119,635
	1 警 察 活 動 費	32,203	119,635
8 教 育 費		8,383,726	8,807,453
	1 教 育 総 務 費	81,728	264,354
	2 高 等 学 校 費	5,197,287	5,204,902
	3 特 別 支 援 学 校 費	2,326,911	2,459,457
	4 社 会 教 育 費	689,363	690,353
	5 保 健 体 育 費	88,437	188,387

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
9 災 害 復 旧 費		千円 17,995,152	千円 20,708,802
	1 商工災害復旧費	55,000	2,844,644
	2 土木災害復旧費	17,940,152	17,864,158
合	計	151,212,412	170,061,939

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 著作物複写利用業務	令和6年度	千円 6,222
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和6年度	14,121
3 派遣職員宿舍等賃借	令和6年度	2,880
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和6年度 ～令和7年度	168,150
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	92,557 75,593
5 銀座熊本館運營業務	令和6年度	2,188
6 人権啓発業務	令和6年度	3,200
7 通訳等業務	令和6年度	5,844
8 県費留学生宿舍等賃借	令和6年度	480
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和6年度	23,766
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和6年度	770
11 旅券発給業務	令和6年度	3,571
12 外国人サポートセンター運營業務	令和6年度	16,894
13 万日山緑地公園管理運營業務	令和6年度 ～令和8年度	1,185
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	395 395 395

事 項	期 間	限 度 額
14 御所浦地域活性化推進事業	令和6年度	千円 2,000
15 移住定住相談窓口関係業務	令和6年度	36,253
16 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和6年度	4,311
17 軽自動車税申告受付等業務	令和6年度	17,995
18 防災消防航空隊隊員宿舎賃借	令和6年度	5,051
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和6年度	189,439
20 職員採用試験会場賃借	令和6年度	1,113
21 職員等採用試験案内作成業務	令和6年度	765
22 消費者問題解決力強化事業	令和6年度	1,631
23 消費者生活再生総合支援事業	令和6年度	15,531
24 地球温暖化防止活動推進事業	令和6年度	1,400
25 産業廃棄物適正処理対策業務	令和6年度	660
26 エコアくまもと環境教育推進事業	令和6年度	14,042
27 水俣病総合対策事業等委託業務	令和6年度	73,892
28 U I J ターン就職相談窓口関係業務	令和6年度	42,211

事 項	期 間	限 度 額
29 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和6年度	千円 51,722
30 若年無業者就労促進事業	令和6年度	7,027
31 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和6年度	4,764
32 ジョブカフェくまもと関係業務	令和6年度	3,908
33 就職氷河期世代活躍促進事業	令和6年度	50,836
34 農業法人活動強化支援業務	令和6年度	5,320
35 認定農業者認定業務	令和6年度	4,052
36 県低利預託基金貸付金	令和6年度	224,426
37 熊本型特別栽培農産物認証等業務	令和6年度	9,226
38 地下水と土を育む農畜産物等認証業務	令和6年度	1,305
39 家畜改良増殖総合対策事業	令和6年度	21,843
40 畜産経営技術高度化推進事業	令和6年度	6,087
41 総合評価方式事前登録審査業務	令和6年度	15,041
42 ため池サポートセンター運営業務	令和6年度	10,000
43 森づくりボランティアネット運営業務	令和6年度	8,722

事 項	期 間	限 度 額
44 くまもと林業大学校運営業務	令和6年度	千円 82,364
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和6年度	124,058
46 海外展開推進体制整備事業	令和6年度	10,017
47 物産展示場施設賃借	令和6年度	5,798
48 大阪圏県産品販路拡大業務	令和6年度	3,300
49 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和6年度	5,108
50 小規模事業者等支援関係事業	令和6年度	5,507
51 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和6年度	11,392
52 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和6年度	2,160
53 インキュベーション施設運営事業	令和6年度	12,736
54 ビジョン推進団体運営事業	令和6年度	7,023
55 計量検定業務	令和6年度	15,594
56 九州観光機構派遣職員宿舍賃借	令和6年度	660
57 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和6年度	672
58 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和6年度	5,517

事 項	期 間	限 度 額				
59 特定建築物等定期報告委託業務	令和6年度	千円 4,563				
60 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和6年度	597				
61 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和6年度	432				
62 交番・駐在所等賃借	令和6年度	24,226				
63 教職員住宅用地賃借	令和6年度	171				
64 スクールソーシャルワーカー派遣事業	令和6年度	14,413				
65 県立学校舎監宿舍賃借	令和6年度	489				
66 特別支援学校看護師派遣委託業務	令和6年度	2,297				
67 県立学校用地等賃借	令和6年度	909				
68 電話相談室賃借	令和6年度	540				
69 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和6年度 ～令和9年度	4,800				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,200 1,200 1,200 1,200				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内		
期 間	利子助成率					
3年以内	年2.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和6年度	千円 51,860	(補正前に同じ)	令和6年度	千円 60,053
2 首都圏広報業務	令和6年度	10,068	(補正前に同じ)	令和6年度	16,689
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和6年度	34,934	(補正前に同じ)	令和6年度	1,136,871
4 大気汚染監視業務	令和6年度	1,493	(補正前に同じ)	令和6年度	2,033
5 しごと相談・支援 センター関係業務	令和6年度	9,806	(補正前に同じ)	令和6年度	10,845
6 離職者訓練等委託 業務	令和6年度	198,429	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	286,847
				年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	241,593 43,494 1,760
7 指定野菜価格安定 対策資金支払保証	令和5年度 ～令和6年度	735,674	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和6年度	738,958
8 国営土地改良事業 負担金	令和6年度 ～令和19年度	156	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和19年度	79,582
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 528 528 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 13 13
9 積算基礎資材単価 調査業務	令和6年度	46,000	(補正前に同じ)	令和6年度	66,600

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
10 企業立地促進費補助	令和6年度 ～令和9年度	千円 1,897,850	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和9年度	千円 2,483,850
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	973,350 324,500 300,000 300,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,200,000 683,850 300,000 300,000
11 警察関係業務	令和6年度 ～令和8年度	1,122,926	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	1,175,274
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	947,740 121,728 53,458		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,000,088 121,728 53,458
12 県営農地等災害復旧事業	令和6年度 ～令和7年度	2,400,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	2,420,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,400,000 1,000,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,420,000 1,000,000
13 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和10年度	3,942,749	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	4,645,101
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,247,039 302,934 293,769 51,518 47,489		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,932,891 315,592 295,107 52,856 48,655
14 給食業務	令和6年度 ～令和7年度	227,293	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	326,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	114,930 112,363		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	212,765 113,235
15 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	2,362,922	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	3,655,009
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	1,360,900 704,577 187,564 57,740 52,141		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,651,370 704,742 187,729 57,740 53,428
16 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,876,144	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	3,135,901
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	621,246 535,260 518,344 513,721 443,949 243,624		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	866,762 539,352 521,655 517,032 447,260 243,840

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通費 再編事業費	千円 40,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
児童相談所費	3,000	会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
商工業施設 過年発生国庫費 補助事業費	927,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
地下水観測施設 整備事業費	29,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。		
ゼロカーボン 推進事業費	3,000			
動物愛護施設 整備事業費	176,000			
調整債	2,100,000	発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		
計	3,278,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医 療 施 設 整 備 事 業 費	千円 1,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
職 業 能 力 開 発 校 整 備 事 業 費	970,000	財務省、地	以 内	含め30年以内	957,000			
土 地 改 良 国 庫 補 助 事 業 費	3,066,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,808,000			
農 地 海 岸 保 全 国 庫 補 助 事 業 費	490,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	472,000			
農 地 防 災 国 庫 補 助 事 業 費	532,000	その他	し方式で	元金均等償還、	518,000			
湛 水 防 除 国 庫 補 助 事 業 費	1,105,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,104,000			
造 林 国 庫 補 助 事 業 費	483,000	証書借入又	る資金に	等	450,000			
林 道 国 庫 補 助 事 業 費	625,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	564,000			
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	3,408,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	3,064,000			
保 安 林 整 備 国 庫 補 助 事 業 費	198,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	164,000			
沿 岸 漁 場 整 備 国 庫 補 助 事 業 費	162,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	133,000			
漁 港 国 庫 補 助 事 業 費	1,064,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	943,000			
漁 港 海 岸 保 全 国 庫 補 助 事 業 費	45,000	工事その他	当該見直	ることができ	44,000			
観 光 施 設 整 備 事 業 費	230,000	の都合により、	し後の利	る。	132,000			
道 路 橋 り よ う 国 庫 補 助 事 業 費	10,232,000	一部又は全部	率)		8,968,000			
道 路 維 持 国 庫 補 助 事 業 費	3,579,000	を翌年度以降			3,334,000			
河 川 国 庫 補 助 事 業 費	3,794,000	に繰り下げて			3,250,000			
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	5,571,000	借り入れるこ			4,778,000			
河 川 海 岸 保 全 国 庫 補 助 事 業 費	229,000	とができる。			222,000			
港 湾 建 設 国 庫 補 助 事 業 費	1,600,000	発行価格が			1,579,000			
土 地 区 画 整 理 事 業 費	549,000	額面金額を下			908,000			
街 路 国 庫 補 助 事 業 費	2,858,000	回るときは、			2,739,000			
都 市 公 園 整 備 事 業 費	212,000	その発行差額			204,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	441,000	をうめるため			380,000			
土 地 改 良 直 轄 事 業 負 担 金	776,000	必要な金額を			1,057,000			
		加算した額を						
		限度額とする						
		とができる。						

(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地海岸直轄事業 負 担 金	千円 503,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 470,000			
道路直轄事業 負 担 金	5,673,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	9,296,000			
河川直轄事業 負 担 金	5,403,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	5,998,000			
砂防直轄事業 負 担 金	1,012,000	その他	し方式で	元金均等償還、	934,000			
港湾直轄事業 負 担 金	714,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,629,000			
港灣直轄事業 負 担 金	714,000	証書借入又	る資金に	等				
福 祉 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	20,000	は証券発行(他	ついて、	ただし、県				
教 育 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	59,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に				
公 共 土 木 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	40,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	53,000			
防 災 施 設 整 備 事 業 費	32,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又				
心 身 障 害 児 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	132,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	10,140,000			
障がい者福祉施設 整 備 事 業 費	103,000	工事その他	当該見直	ることができ				
老人福祉施設 整 備 事 業 費	169,000	の都合により、	し後の利	る。	527,000			
清水が丘学園 整 備 事 業 費	323,000	一部又は全部	率)					
保 健 環 境 科 学 研 究 所 整 備 事 業 費	80,000	を翌年度以降			129,000			
保 健 所 整 備 事 業 費	4,000	に繰り下げて			360,000			
技術短期大学校 整 備 事 業 費	185,000	借り入れるこ			208,000			
農 業 試 験 研 究 機 関 整 備 事 業 費	456,000	とができる。						
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	110,000	発行価格が						
単 県 林 道 整 備 事 業 費	2,000	額面金額を下			498,000			
林地崩壊防止 事 業 費	12,000	回るときは、			83,000			
伝 統 工 芸 館 整 備 事 業 費	37,000	その発行差額						
産業技術センター 整 備 事 業 費	8,000	をうめるため						
単 県 道 路 整 備 事 業 費	5,978,000	必要な金額を			177,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	10,091,000	加算した額を			462,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	1,451,000	限度額とする			201,000			
		とができる。			71,000			
					37,000			
					28,000			
					7,000			
					5,960,000			
					9,579,000			
					1,334,000			

(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通安全施設整備事業費	千円 533,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 510,000			
私立学校施設整備事業費	3,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利				
県立高等学校整備事業費	6,666,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	6,559,000			
文化財保存整備事業費	29,000	その他	し方式で	元金均等償還、	19,000			
社会教育施設整備事業費	284,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	298,000			
県立美術館整備事業費	191,000	証書借入又	る資金に	等		(補 正 前 に 同 じ)		
県営体育施設整備事業費	270,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	64,000			
耕地現年発生単県災害復旧事業費	33,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	275,000			
教育施設過年発生単県災害復旧事業費	6,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償				
臨時財政対策債	3,908,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	11,000			
		(その他)	おいては、	は借換えをす				
		工事その他	当該見直	ることができ	5,000			
		の都合により、	し後の利	る。				
		一部又は全部	率)		2,752,731			
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		とすることができる。						
計	86,740,000				97,446,731			

第 2 号

令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 151,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,556,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		10	△ 8	2
	1 一般会計 繰入金	10	△ 8	2
2 繰越金		4,060	2	4,062
	1 繰越金	4,060	2	4,062
3 諸収入		1,704,326	△ 151,534	1,552,792
	1 貸付金 元利収入	1,700,129	△ 151,200	1,548,929
	2 雑 入	4,197	△ 334	3,863
歳 入 合 計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 9,993	千円	千円 9,993
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	9,993		9,993
2 公 債 費		1,657,038	△ 126,476	1,530,562
	1 公 債 費	1,657,038	△ 126,476	1,530,562
3 諸 支 出 金		41,365	△ 25,064	16,301
	1 繰 出 金	41,365	△ 25,064	16,301
歳 出 合 計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 263

第 3 号

令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		13,306	5,097	18,403
	1 繰越金	13,306	5,097	18,403
歳 入 合 計		94,612	5,097	99,709

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 89,847	千円 5,097	千円 94,944
	1 母子父子寡婦 福 祉 資 金	89,847	5,097	94,944
歳 出 合 計		94,612	5,097	99,709

第 4 号

令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙収入		千円 2,600,000	千円 △ 542,269	千円 2,057,731
	1 証紙収入	2,600,000	△ 542,269	2,057,731
2 繰越金		200,000	42,269	242,269
	1 繰越金	200,000	42,269	242,269
歳 入 合 計		2,800,000	△ 500,000	2,300,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		2,800,000	△ 500,000	2,300,000
	1 繰出金	2,800,000	△ 500,000	2,300,000
歳 出 合 計		2,800,000	△ 500,000	2,300,000

第 5 号

令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和6年度	千円 140

第 6 号

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,861,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	868,988	△ 69,857	799,131
	1 使用料	868,988	△ 69,857	799,131
2	財産収入	80,000	△ 80,000	
	1 財産売払 収入	80,000	△ 80,000	
3	繰入金	882,232	78,250	960,482
	1 一般会計 繰入金	882,232	78,250	960,482
4	繰越金		80,255	80,255
	1 繰越金		80,255	80,255
5	県 債	1,022,000	△ 11,000	1,011,000
	1 県 債	1,022,000	△ 11,000	1,011,000
歳 入 合 計		2,864,114	△ 2,352	2,861,762

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 1,852,419	千円 △ 2,352	千円 1,850,067
	1 港 湾 費	1,852,419	△ 2,352	1,850,067
2 公 債 費		1,011,695		1,011,695
	1 公 債 費	1,011,695		1,011,695
歳 出 合 計		2,864,114	△ 2,352	2,861,762

第2表 繰越明許費補正
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 1,348,573	千円 1,339,014
	1 港 湾 費	1,348,573	1,339,014
合	計	1,348,573	1,339,014

第3表 債務負担行為補正

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
庁舎等管理業務	令和6年度	千円 11,818	(補正前に同じ)	令和6年度	千円 28,171

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備費	千円 1,022,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円 1,011,000	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)

第 7 号

令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,289千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		45,391	△ 3,809	41,582
	1 繰越金	45,391	△ 3,809	41,582
歳 入 合 計		85,098	△ 3,809	81,289

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 85,098	千円 △ 3,809	千円 81,289
	1 港 湾 費	85,098	△ 3,809	81,289
歳 出 合 計		85,098	△ 3,809	81,289

第 8 号

令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 400,000	千円 △ 20,000	千円 380,000
	1 県 債	400,000	△ 20,000	380,000
歳 入 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		400,000	△ 20,000	380,000
	1 道 橋 路 り ょう 費	400,000	△ 20,000	380,000
歳 出 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地先行取得事業費	千円 400,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円 380,000	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)

第 9 号

令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金		千円 34,118	千円 △ 17,163	千円 16,955
	1 繰越金	34,118	△ 17,163	16,955
2 諸収入		637,541	△ 237,730	399,811
	1 貸付金 元利収入	637,541	△ 237,730	399,811
歳 入 合 計		672,548	△ 254,893	417,655

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		672,548	△ 254,893	417,655
	1 育英資金	672,548	△ 254,893	417,655
歳 出 合 計		672,548	△ 254,893	417,655

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和6年度	千円 1,264
2 督促状等関係事務委託業務	令和6年度	25
3 情報処理関連業務	令和6年度	1,162

第 10 号

令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ702,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 646	△ 518	千円 128
	1 一般会計 繰入金	646	△ 518	128
2 繰越金		284,195	△ 101,719	182,476
	1 繰越金	284,195	△ 101,719	182,476
3 諸収入		528,175	△ 7,926	520,249
	1 貸付金 元利収入	361,925	△ 7,926	353,999
歳 入 合 計		813,016	△ 110,163	702,853

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円 813,009	千円 △ 110,163	千円 702,846
	1 林 業 改 善 金 資	813,009	△ 110,163	702,846
歳 出 合 計		813,016	△ 110,163	702,853

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和6年度	千円 332,500

第 11 号

令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,273千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 771	△ 764	千円 7
	1 一般会計 繰入金	771	△ 764	7
2 繰越金		87,901	△ 53,420	34,481
	1 繰越金	87,901	△ 53,420	34,481
3 諸収入		67,165	△ 20,380	46,785
	1 貸付金 元利収入	67,165	△ 20,380	46,785
歳 入 合 計		155,837	△ 74,564	81,273

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円	千円	千円
		155,837	△ 74,564	81,273
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	155,837	△ 74,564	81,273
歳 出 合 計		155,837	△ 74,564	81,273

第 12 号

令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
令和5年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,173,837千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,537,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		1,810,140	△ 533,837	1,276,303
	1 一般会計 繰入金	1,810,140	△ 533,837	1,276,303
2 県債		640,000	△ 640,000	
	1 県債	640,000	△ 640,000	
歳入合計		2,710,941	△ 1,173,837	1,537,104

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 2,692,190	千円 △ 1,173,837	千円 1,518,353
	1 工 鉱 業 費	2,692,190	△ 1,173,837	1,518,353
歳 出 合 計		2,710,941	△ 1,173,837	1,537,104

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 商 工 費		千円 1,455,747
	1 工 鉦 業 費	1,455,747
合 計		1,455,747

第 13 号

令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 883,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,008,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		397,655	△ 51,003	346,652
	1 財産運用収入	397,655	△ 51,003	346,652
2 繰入金		56,242,230	△ 832,262	55,409,968
	1 一般会計繰入金	37,878,730	△ 832,262	37,046,468
3 繰越金			144	144
	1 繰越金		144	144
歳 入 合 計		110,891,545	△ 883,121	110,008,424

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		110,891,545	△ 883,121	110,008,424
	1 公 債 費	110,891,545	△ 883,121	110,008,424
歳 出 合 計		110,891,545	△ 883,121	110,008,424

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 176

第 14 号

令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,060,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,209,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	55,422,399	364,508	55,786,907
	1 負担金	55,422,399	364,508	55,786,907
2	国庫支出金	58,371,628	△ 2,051,475	56,320,153
	1 国庫負担金	37,791,717	△ 1,244,271	36,547,446
	2 国庫補助金	20,579,911	△ 807,204	19,772,707
3	財産収入	38,218	△ 4,895	33,323
	1 財産運用収入	38,218	△ 4,895	33,323
4	繰入金	12,710,278	2,391,483	15,101,761
	1 一般会計繰入金	11,903,198	108,695	12,011,893
	2 基金繰入金	807,080	2,282,788	3,089,868
5	繰越金	248	4,519,695	4,519,943
	1 繰越金	248	4,519,695	4,519,943
6	諸収入	65,606,203	△ 158,539	65,447,664
	1 雑入	65,606,203	△ 158,539	65,447,664

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 入 合 計		192,148,974	5,060,777	197,209,751

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 191,972,335	千円 5,070,855	千円 197,043,190
	1 社会福祉費	191,972,335	5,070,855	197,043,190
2 衛 生 費		176,639	△ 10,078	166,561
	1 公衆衛生費	176,639	△ 10,078	166,561
歳 出 合 計		192,148,974	5,060,777	197,209,751

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 11

第 15 号

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,371,133千円	67,578千円	3,438,711千円
第1項 営業外収益	1,633,102千円	67,578千円	1,700,680千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,490,595千円	△167,325千円	3,323,270千円
第1項 営業費用	3,413,984千円	△183,296千円	3,230,688千円
第2項 営業外費用	76,611千円	15,971千円	92,582千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「487,543千円」を「487,789千円」に、「32,770千円」を「36,910千円」に、「454,773千円」を「450,879千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,651,636千円	367,139千円	2,018,775千円
第1項 企 業 債	365,000千円	325,000千円	690,000千円
第2項 他会計借入金	0千円	360,000千円	360,000千円
第3項 補 助 金	911,450千円	△162,800千円	748,650千円
第4項 負 担 金	366,325千円	△155,061千円	211,264千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,139,179千円	367,385千円	2,506,564千円
第1項 建設改良費	1,646,069千円	367,075千円	2,013,144千円
第2項 企業債償還金	484,249千円	310千円	484,559千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,780千円	△1,756千円	57,024千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 1,210

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 16 号

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	3,865,856千円	728千円	3,866,584千円
第2項 営業外収益	23,217千円	728千円	23,945千円
		支 出	
第1款 事業費	2,541,687千円	△82,806千円	2,458,881千円
第1項 営業費用	2,179,376千円	△82,806千円	2,096,570千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,382,850千円」を「1,262,658千円」に、「30,177千円」を「15,887千円」に、「1,087,780千円」を「981,878千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	302,554千円	△37,000千円	265,554千円
第2項 企業債	37,000千円	△37,000千円	0千円
		支 出	
第1款 資本的支出	1,685,404千円	△157,192千円	1,528,212千円
第1項 建設改良費	281,953千円	△157,192千円	124,761千円

（企業債）

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額「37,000千円」を「0千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	484,811千円	△20,415千円	464,396千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度 ～令和8年度	千円 23,351
	年次別内訳	
	令和6年度	10,641
	令和7年度	6,355
	令和8年度	6,355
情報処理関連業務	令和6年度	1,170
事務機器等賃借	令和6年度	106

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 17 号

令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,072,835千円	66,064千円	1,138,899千円
第1項 営業収益	730,038千円	61,907千円	791,945千円
第2項 営業外収益	342,797千円	4,157千円	346,954千円
	支 出		
第1款 事業費	1,262,064千円	59,914千円	1,321,978千円
第1項 営業費用	1,217,876千円	59,914千円	1,277,790千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,581千円」を「不足する額1,868千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	904,599千円	899,477千円	1,804,076千円
第1項 企業債	183,000千円	513,000千円	696,000千円
第3項 工事受託金	134,300千円	44,764千円	179,064千円
第4項 補助金	106,858千円	341,713千円	448,571千円
	支 出		
第1款 資本的支出	906,180千円	899,764千円	1,805,944千円
第1項 建設改良費	319,584千円	899,764千円	1,219,348千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的に「新規工業用水道事業」を加え、起債の限度額に「513,000千円」を加える。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	64,784千円	2,992千円	67,776千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度	千円 5,452
工業用水道事業関係業務	令和6年度 ～令和8年度	7,633
	年次別内訳 令和6年度	2,547
	令和7年度	2,543
	令和8年度	2,543

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 18 号

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	116,030千円	△146千円	115,884千円
第2項 営業外収益	4,984千円	△146千円	4,838千円
	支	出	
第1款 事業費	45,226千円	△597千円	44,629千円
第1項 営業費用	37,226千円	△597千円	36,629千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	9,860千円	△597千円	9,263千円

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 19 号

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,726,586千円	△107,694千円	1,618,892千円
第1項 医 業 収 益	752,060千円	△231,069千円	520,991千円
第2項 医 業 外 収 益	974,526千円	123,375千円	1,097,901千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,732,184千円	△135,824千円	1,596,360千円
第1項 医 業 費 用	1,703,519千円	△135,824千円	1,567,695千円

（資本的収入）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	227,583千円	9,624千円	237,207千円
第1項 一般会計負担金	227,583千円	9,624千円	237,207千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,057,094千円	△106,394千円	950,700千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和6年度	千円 8,113
情報処理関連業務	令和6年度	12,489

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度